

東日本大震災に伴う災害廃棄物の処理について

1 現状と経過

(1) 災害廃棄物の集積

集積状況は次のとおりです。

- ・ 現在、津波被災地区の沿岸部に 9 か所、その他の地区に 9 か所の仮置場を設置。
- ・ うち市民が災害ごみを搬入するために開設中の仮置場は、その他の地区の「八日十日処分地跡地仮置場」、「勿来市民運動場仮置場」の 2 か所となっている。
- ・ 本市において発生したガレキ等災害廃棄物の総量は、福島県の推計等に基づき約 88 万トンと試算しており、うち 11 月 12 日までに仮置場に搬入した量は約 50 万 1 千トンで、全体の約 56.9%となっている。
- ・ 市民の生活の場周辺のガレキ等については、7 月末までに概ね撤去が完了し、現在は被災家屋の解体撤去に伴い発生したガレキ等を中心に仮置場への集積を行っている。

(2) 災害廃棄物の処理

処理状況は次のとおりです。

- ・ 仮置場へ集積した災害廃棄物の処理にあたっては、福島県と(社)福島県産業廃棄物協会が締結している「大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定書」に基づき、県産業廃棄物協会いわき方部会員で構成する共同事業体への委託により、市と市内環境関連企業等との連携のもと進めていくこととしている。
- ・ 災害廃棄物の処理を進めるにあたっては、最終処分量を出来るだけ少なくするため、可能な限りリサイクルを進めことを基本とし、国が示すリサイクルの際の処理基準(市場に流通する前の状態で年間 10 マイクロシーベルト以下)を確保できる品目から、順次リサイクルを進めている。
- ・ 具体的には、7 月からは木くず及び家電類、9 月からはコンクリート殻及び金属類、10 月からは再生利用が可能なプラスチック類などのリサイクルを開始している。
- ・ 集積した災害廃棄物のうち、リサイクルができず焼却や埋立するものについては、処理施設周辺住民の放射性物質に対する不安が強いことなどから、地区説明会の開催や放射線モニタリング結果をお知らせすることにより、不安の解消に努めながら理解を求めている。
- ・ これまでにリサイクルを中心として処理した災害廃棄物の量は約 3 万 1 千 t であり、発生した廃棄物の推計量全体の約 3.5%となっている。

【災害廃棄物の処理状況】

区分	処理量(11月12日現在)	備考
家電4品目	14,365台(459.68t)	1台32kgとして算出
小型家電類	514.67t	一部売却
金属類	3,510.76t	売却
コンクリート殻・大谷石	10,069.11t	
木くず	13,764.05t	
廃プラスチック類	711.68t	
その他	1,911.18t	マイカ、冷凍魚類、農薬、等
計	30,941.13t	

【環境省の処理基準】

焼却	排ガス処理装置としてバグフィルター及び排ガス吸着能力を有する施設で安全に処理を行うことが可能
埋立	放射性セシウム濃度が1キログラムあたり ①8,000ベクレル以下の場合 一般廃棄物最終処分場(管理型)へ埋立可 ②8,000ベクレルを超え10万ベクレル以下の場合 放射線遮へい対策を講じ一般廃棄物最終処分場(管理型)へ埋立可 ③10万ベクレル超の場合 適切に放射線を遮へいできる施設で保管
再生利用	市場流通前に10マイクロシーベルト/年=1キログラムあたり100ベクレル以下に管理されていれば可能

※ 8,000ベクレルを超える廃棄物は、放射性物質汚染対処特措法の指定廃棄物に指定される見込み

2 今後の進め方

今後の進め方は次のとおりです。

- ・ 災害廃棄物の処理にあたっては、今後も引続きクリアランスレベルを確保しながらリサイクルを積極的に進め、1日あたりの処理量の増加を図って行く。
- ・ 現在、災害廃棄物の焼却や埋立処理には至っていないが、施設内や周辺環境の放射線量のモニタリングの実施及び公表、施設周辺住民への説明会の開催や情報提供など、市民の放射線への不安を解消するための取組みに努め、処理の開始に向けて準備を進めていく。
- ・ 国が平成23年5月に策定した「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針(マスタープラン)」において、基本的に平成26年3月末までに災害廃棄物を処理することとしていることから、これを目標に出来るだけ早期に処理が完了するよう努めていく。

ガレキ撤去作業 仮置場 位置図

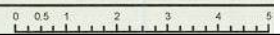
平成23年11月1日現在



仮置場 凡例	
土木課管理	● (Pink)
環境整備課管理	● (Blue)

衛星画

1:100,000



分野	被害率	総施設数	被害箇所数	小区分	被害の概要等 概要	区分	今後の復旧予定																	
							H23			H24			H25			H26～								
含まれる施設						3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	H24	H25	H26～			
がれき処理					<p>○がれき量</p> <ul style="list-style-type: none"> 発生量推計：88万トン 仮置場集積量：456,671トン（9月末現在） <p>○家屋解体撤去の見込数及び申請数</p> <ul style="list-style-type: none"> 津波被災地域（土木）：見込数2,112棟、申請数2,112棟 その他地域（環境）：見込数4,414棟、申請数2,970棟 <p>○沿岸部仮置場（9箇所）</p> <ul style="list-style-type: none"> 総面積：130,300㎡ 集積量：152,073トン <p>→津波被災地域の災害ごみを集積</p> <p>①久之浜市民運動場 ②久之浜バイパス用地 ③仁井田川河口広場 ④新舞子ハイツグラウンド ⑤豊間中学校校庭 ⑥塩屋崎荘跡地 ⑦藤原埠頭 ⑧小名浜サンマリーナ ⑨常磐共同火力グラウンド</p>	処理状況																		
					<p>○内陸部仮置場（9箇所）</p> <ul style="list-style-type: none"> 総面積：108,050㎡ 集積量：304,598トン <p>→家庭からの災害ごみを集積</p> <p>①四倉市民運動場 ②仁井田運動場 ③北緑地グラウンド ④小名浜港運動施設 ⑤勿来市民運動場（稼働中） ⑥八日十日埋立処分地跡地（稼働中） ⑦クリンピーの丘</p> <p>→品目別に津波被災地域から集積</p> <p>⑧中部浄化センター：金属・家電 ⑨南部浄化センター：コンクリート殻</p>	処理フロー																		
					<p>【摘要】</p> <p>処理については、環境省の指針等を踏まえながら進めているが、がれきの量が膨大であることから、今後、数年の期間を要する見込みである。</p>	財政措置	<p>津波地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ●既定予算 ●4月補正 ●7月補正 ●予算措置予定 <p>その他地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ●既定予算 ●4月補正 ●9月補正 <p>約100億見込み（災害廃棄物仮置場事業のH23年度予算措置が全体処理量の1/4程度を想定しているため、残り3/4の半分としたが流動的要素大）</p>																	
総事業費						11,638百万円（津波被災地域：4,066百万円、その他地域：7,572百万円）													総事業費	10,000百万円	総事業費	10,000百万円	総事業費	-